

出願要件オーストラリアでの意匠登録出願について。

お客様の代理として意匠登録を出願するには、以下の情報が必要です。

出願要件

- ・ 出願人の氏名と住所。
- ・ 物品または製品の普通名称。例えば、ボトル、ポンプ、靴など。
- ・ 斜視図をなるべく含んだ物品または製品の描写。ご希望であれば、オプションで製図サービスを提供できます。
- ・ 意匠の有効性と侵害を考慮して、特に強調すべき意匠の新しく且つ独特な特徴の説明。
- ・ 出願人が意匠登録する資格を創作者から取得した方法を確認する資格の詳細。例えば明示的譲渡または雇用契約により。
- ・ 優先権主張番号、優先出願した国と出願日を含む、条約に基づく優先権を主張する詳細。

描写は、黒線を使って書いた図面をなるべく使ってください。デジタル(写真)映像は許可されます。図面の種類(斜視図、正面図、側面図等)を表示する場合は除き、描写には、表現や番号を入れしないでください。設計図は、関係のない寸法や製作詳細を通常示しており、製品複製の手助けとなってしまうので、使用を勧めません。商標、製品名、会社名、部品番号、製造コード、安全コード、記号、規格、または「特許出願中」、「特許番号」、「登録意匠」等の記述も削除することをお勧めします。

出願書類が提出されると、方式と出願要件が審査されます。意匠登録官が拒絶しなかった場合、この出願は登録に向けて処理されます。

審査

意匠出願または意匠登録は、実体的要件に関する審査は自動的にされません。登録後、出願人、第三者または登録官は実体審査を請求することができます。

審査が開始された場合、最初の実体審査の報告書が発行されてから6ヶ月以内に、実体審査が完了されなくてはならず、かつ意匠登録が認証されなければなりません。この期間内に認証されない場合、その意匠登録は無効となります。例外的な状況が適用されない限り、6ヶ月のこの期間を延長することはできません。一旦認証されると、その登録は、第三者の違反に対して強制執行できます。

期間

登録されたら、その意匠登録は、登録日から最初の5年間有効であり、更に5年間延長するために一度更新でき、最長10年間有効である可能性があります。

メルボルン

T +613 9819 1664
F +613 9819 6010

シドニー

T +612 9888 6600
F +612 9888 7600

パース

T +618 9325 1900
F +618 9325 4463

E mail@watermark.com.au
www.watermark.com.au

注: 代理人許可書や委任状は、当事務所がオーストラリアであなたの代理として行為を行うのに必要ありません。

AU意匠

ウォーターマークの知的財産権に関する幅広いサービス内容を詳しく知りたい方は、mail@watermark.com.auにご連絡ください。

